

23 西 審 国 第 7 号
平成 24 年 2 月 17 日

西東京市長 坂口 光治 殿

西東京市国民健康保険運営協議会
会長 清 水 文 子

諮問第 1 号に対する答申書

平成 23 年 12 月 20 日付けで諮問のあった下記事項について、慎重に審議した結果、下記のとおり答申いたします。

記

1 諮問事項

平成 24 年度 国民健康保険料の見直し

2 答申事項

(1) 結論に至った考え方

被保険者数は減少傾向にあるものの、高齢化や医療の高度化によって医療費が増加する一方で、社会経済情勢の低迷や雇用状況も回復が見られず、低所得者の割合が増加傾向にあるなど、国民健康保険事業を取り巻く環境は厳しさを増している。財政基盤が脆弱であるとの構造的な問題を抱えているため、一般会計からの法定外繰入金によって事業運営の安定を保っているが、当協議会では、国民健康保険加入者以外の市民との負担の公平性の観点から法定外繰入金は一定の枠内で運用すべきであり、国民健康保険の運営は加入者が負担する保険料と国庫負担金などの公費で賄うという原則に立ち返り保険料の見直しを図ってきた。

平成 24 年度における国民健康保険の収支バランス推計から、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額において、現行の保険料率では賄うことができず大幅な財源不足が見込まれることから、この財源不足を保険料だけで賄うには被保険者の負担がかなり重くなる。また、東日本大震災や欧州危機の影響などにより社会経済情勢も厳しい状況が継続することが推測される。したがって、平成 23 年度における一般会計からの法定外繰入金を上回る不足額の半額相当を法定外繰入金の増額によって賄い、半額相当を保険料改定によって賄うこととして料率等の検討を重ねた結果、各賦課区分において料率及び賦課限度額を上げるとの結論に至った。

なお、料率の設定に当たっては、基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課

額については応益割合を 40%、介護納付金賦課額については現行料率での応益割合が 55%を上回っているため 50%に近づけるように応能、応益割合に配慮した。

(2) 結論

基礎賦課額

所得割 100 分の 4.50 から 100 分の 5.25

資産割 100 分の 10 から 100 分の 5

被保険者均等割 17,200 円から 19,800 円

世帯平等割 据置 (11,800 円)

賦課限度額 47 万円から 50 万円

後期高齢者支援金等賦課額

所得割 100 分の 1.20 から 100 分の 1.22

被保険者均等割 5,300 円から 6,500 円

賦課限度額 12 万円から 13 万円

介護納付金賦課額

所得割 100 分の 1.34 から 100 分の 1.64

被保険者均等割 15,100 円から 14,300 円

賦課限度額 9 万円から 10 万円

「付帯意見」

1 国では、市町村国保の都道府県単位の共同事業である保険財政共同安定化事業について、対象医療費を平成 27 年度から全医療費に拡大する国民健康保険法の改正を予定している。現在レセプト 1 件あたり 30 万円超となっている対象医療費を 1 円以上とすることで、財政運営の都道府県単位化を図るもので、今後、都道府県単位の運営に向けて、東京都が策定する広域化等支援方針に沿って保険料の賦課方式や料率等の見直しが必要となる。今回の見直しに当たっては、経年の議論を踏まえ資産割を 5%引き下げて 5%としたが、皆減すべきとの意見も多かった。今後、都道府県単位での財政運営が図られるとなれば、2 方式 (所得割、均等割) への移行が急務となる。したがって、被保険者への影響を十分に配慮しながら資産割及び世帯平等割の見直しを行うこと。なお、被保険者の理解が得られるように事前に周知を図ること。

2 昨年、市では「健康都市宣言」を行った。引き続き健康への市民の関心を高めながら健康づくりに関連する事業の充実を図るとともに、平成 24 年度は特定健康診査等実施計画の第 1 期計画期間の最終年度となることから目標値に向けて、更なる受診率の向上に努力していただきたい。また、平成 23 年度から実施するジェネリック医薬品利用差額通知の発行など医療

費の縮減に向けた取組を実施し、国保財政の健全化を図ること。なお、負担の公平性の観点からも保険料徴収率の向上を図ること。

- 3 昨年6月に政府・与党社会保障改革検討本部で取りまとめた「社会保障・税一体改革成案」では保険者機能の強化を通じた医療・介護保険制度のセーフティネット機能の強化・給付の重点化、低所得者対策が検討項目とされ、低所得者保険料軽減の拡充や保険者支援分の拡充等により、財政基盤を強化する方向性が示されているが、税制抜本改革とともに実施するとされており、当面一般会計からの繰入金に頼らざるを得ない状況であり、被保険者の負担軽減及び一般会計の負担縮減を図るために国・東京都へ補助金の増額及び更なる財政基盤強化に繋がる財源構成を含めた保険制度の抜本的な見直しを要望すべきである。